

熊本市地域コミュニティセンター審査委員会要綱

制定	平成20年	1月16日	市民生活局長決裁
改正	平成22年	5月25日	地域づくり推進課長決裁
改正	平成24年	4月1日	生涯学習推進課長決裁
改正	平成24年	8月31日	生涯学習推進課長決裁
改正	平成26年	4月1日	生涯学習推進課長決裁
改正	平成27年	4月1日	市民局長決裁
改正	平成28年	4月1日	地域活動推進課長決裁
改正	平成29年	4月1日	地域活動推進課長決裁
改正	令和2年	1月7日	市民局長決裁
改正	令和2年	4月1日	地域活動推進課長決裁

(設置)

第1条 地域づくり活動の拠点施設としての地域コミュニティセンターの設置を計画的に進めるため、熊本市地域コミュニティセンター設置指針（平成20年1月16日制定。以下「設置指針」という。）に基づき、熊本市地域コミュニティセンター審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審議事項等)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 地域コミュニティセンターの設置又は廃止に関すること。
- (2) 地域コミュニティセンターの設置の優先順位に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第4条第2項に規定する会長が必要と認める事項

2 地域コミュニティセンターの設置の優先順位については、次に掲げる項目を評価して決定する。

- (1) 集会施設の設置状況
- (2) 人口・世帯数
- (3) 地域団体数
- (4) 地域団体の活動状況
- (5) 土地・建物の確保
- (6) 管理運営の確実性
- (7) 特記事項

3 前項の評価に必要な様式は、別表1に定める。

(組織)

第3条 審査委員会の委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 審査委員会に会長を置く。

- 2 会長は、文化市民局長をもって充てる。
- 3 会長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、市民生活部長がその職務を代理する。

(会議の開催等)

第5条 審査委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 審査委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

- 3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審査委員会の会議に関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 審査委員会の庶務は、地域活動推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第2条第3項関係)

地域コミュニティセンター設置順位評価表

審査委員 ()

校区名	
代表者名	
設置場所	
概 要	

(評価内容)

	項 目	審 査 内 容	評 価
1	集会施設の設置状況		
2	人口・世帯数		
3	地域団体数		
4	地域団体の活動状況		
5	土地・建物の確保		
6	管理運営の確実性		
7	特記事項		
合 計			

評価：5段階評価

別表2 (第3条関係)

文化市民局長
市民生活部長
地域政策課長
財政課長
資産マネジメント課長
営繕課長
用地調整課長 (用地取得に係る案件に限る)